

これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。
ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号の
いずれかに該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市
競争入札参加者心得等は、上
記 3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記 3(1)に同じで
す。

川崎市公告（調達）第169号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

平成23年 9 月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達（製造）した物品

- 災害用トイレ（健常者用） 300基
災害用トイレ（車いす対応型） 50基
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年 8 月 9 日
- 4 落札者氏名及び住所
晃洋商事 株式会社
代表取締役 武者 恵吾
川崎市川崎区浜町四丁目15番 9 号
- 5 契約金額
62,328,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年 6 月27日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 9 月 6 日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	下作延 3 丁目200mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区下作延 3 丁目 2－39番地先 至：高津区下作延 3 丁目 9－9 番地先 ほかに 1 件
	履 行 期 間	契約の日から125日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ラ ンク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成23年10月11日 午前10時（川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	二子1丁目100mm・75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区二子1丁目27-6番地先 至：高津区二子1丁目26-1番地先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から135日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登録されていること。 (6) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月5日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田1丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区渡田1丁目1-1番地先 至：川崎区渡田3丁目3-1番地先
	履 行 期 間	契約の日から230日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (6) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登録されていること。 (7) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	

	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年10月11日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	北部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登載されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年10月3日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	北部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区・麻生区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。	

	(5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116
入札日時等	平成23年10月11日 午後 1 時30分（川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 6)

競争入札に付する事項	件 名	有馬地区ほか下水枝線第 9 号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬 1 丁目、犬蔵 1 丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から220日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成23年10月13日 午前11時（川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 7)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター高度処理設備原水ポンプ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3－17－1
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 3 月15日まで
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登載されていること。 (5) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、下水道施設又は水道施設におけるプラント設備（建築付帯設備は除く。）に係るポンプの製作・据付工事又は分解整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成23年10月11日 午前11時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬水处理センター耐震補強その3工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「土木」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月13日 午後1時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 9)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター 1 系No.1 計量コンベヤ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登録されていること。 (6) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (7) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月11日 午前10時30分(川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター建設電気その47工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内 3-22-1
	履 行 期 間	契約の日から平成25年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、ランク「A」に登録されていること。 (5) 監理技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成 9 年 4 月 1 日以降に、全体計画処理水量が晴天時日最大100,000m ³ 以上の下水処理施設において、水処理運転操作設備及び監視制御設備の製作・据付工事(修理及び整備工事は除く。)の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月17日 午前10時(川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	登戸4号雨水幹線その2工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間	契約の日から290日間
参 加 資 格	この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」という。）により結成されている共同企業体であること。 ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の出資割合を上回ること。 (1) すべての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道推進」、ランク「A」に登載されていること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (2) 代表者に必要な条件 ア 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (3) 構成員2に必要な条件 ア 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月13日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名	池上新町地区下水枝線第108号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区池上新町2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から315日間
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参 加 資 格	(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年10月13日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登載されていること。 (5) 監理技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、下水道施設における流動焼却炉を含む汚泥焼却施設設備の製作・据付工事又は整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月17日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 9 月13日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平間配水所 非常用自家発電設備修理工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1668 (平間配水所内)
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登録されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月12日 午前10時 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	1号配水本管配水流量計改良に伴う1000mm-700mm鋼管製作及び現場接合工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1丁目1-1番地先
	履 行 期 間	契約の日から平成24年2月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「鋼構造物」、希望種目「その他の鋼構造物」に登録されていること。 (5) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。 (6) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月12日 午前11時 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター固液分離装置整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内 3-22-1
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登録されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 平成 9 年 4 月 1 日以降に、下水道施設における沈砂池設備の製作・据付工事又は整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年10月14日 午前10時(川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 4)

競争入札に 付する事項	件 名	藤崎地区下水枝線第107号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区藤崎 4 丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から285日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登録されていること。 (6) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「土木」)でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月19日 午前10時30分(川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	北部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区・麻生区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月14日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	大師町地区ほか下水枝線第109号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師町、大師本町地内
	履 行 期 間	契約の日から300日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117
入札日時等	平成23年10月19日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第13号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

登戸駅（生田緑地口）	五所塚・蔵敷	菅生出張所
〃	〃	鷲ヶ峰営業所前
〃	神木本町・五所塚	向丘出張所
〃	〃	堰下

を

「

登戸駅（生田緑地口）	五所塚・蔵敷	菅生出張所
〃	〃	鷲ヶ峰営業所前
〃	神木本町・五所塚	向丘出張所
〃	〃	堰下
〃	神木本町・五所塚	向丘出張所
〃		藤子・F・不二雄ミュージアム
〃	藤子・F・不二雄ミュージアム	生田緑地

」

に改める。

附 則

この規程は、平成23年 9 月 3 日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第11号

公金の収納業務等の委託について

東急バス武蔵小杉案内所の公金の収納業務等を次の者に委託することにしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 9 月 9 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都目黒区東山 3 丁目 8 番 1 号

名 称 東急バス株式会社

代表者 代表取締役社長 長山 昭一郎

2 委託業務の種類

東急バス武蔵小杉案内所における公金の収納等

3 委託期間

平成23年 9 月 2 日から平成23年12月31日まで

川崎市交通局告示第12号

公金の収納業務等の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所の公金の収納業務等を次の者に委託することにしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 9 月 9 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都調布市仙川町 2 丁目19番 5 号

名 称 小田急バス株式会社

代表者 取締役社長 星野 晃司

2 委託業務の種類

- 小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の収納等
- 3 委託期間
- 平成23年 9月 3日から平成23年12月31日まで

川崎市交通局告示第13号

公金の収納業務等の委託について

Odakyu MART登戸店の公金の収納業務等を次の者に委託することにしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 9月 9日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

- 1 受託者の所在地及び名称
- 所在地 川崎市麻生区万福寺3丁目1番2号
- 名 称 小田急商事株式会社
- 代表者 代表取締役社長 雪竹 正英
- 2 委託業務の種類
- Odakyu MART登戸店における公金の収納等
- 3 委託期間
- 平成23年 9月 3日から平成23年12月31日まで

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第20号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 9月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

- 1 調達の名称
- (1) 軽油A（9月分） 予定数量 100キロリットル
- (2) 軽油B（9月分） 予定数量 125キロリットル
- (3) 軽油C（9月分） 予定数量 72キロリットル
- (4) 軽油D（9月分） 予定数量 150キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
- 交通局企画管理部経理課
- 川崎市川崎区砂子1丁目10番地2（ソシオ砂子ビル5階）
- 3 契約の相手方を決定した日
- 平成23年 8月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 株式会社 サンオータス
- 営業本部長 北野 俊

- 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
- (2) 株式会社 サンオータス
- 営業本部長 北野 俊
- 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
- (3) 阪和興業 株式会社
- 代表取締役社長 古川 弘成
- 大阪市中央区伏見町4丁目3番9号
- (4) 阪和興業 株式会社
- 代表取締役社長 古川 弘成
- 大阪市中央区伏見町4丁目3番9号
- 5 契約金額
- (1) 96,380円（1キロリットル当たり）
- (2) 96,480円（1キロリットル当たり）
- (3) 96,500円（1キロリットル当たり）
- (4) 96,300円（1キロリットル当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
- 平成23年 7月11日

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第35号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 9月26日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

- 1 総則
- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
- 病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
- ア 平成23年10月 7日（金）までの所在地
- 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル4階 電話044-210-2172（直通）
- イ 平成23年10月11日（火）以降の所在地（下記住所に事務室の移転を予定しております。）
- 川崎市川崎区砂子1丁目8番9号 川崎御幸ビル7階 電話044-200-2111（代表）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後0時45分から午後5時までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成23・24年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札

情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時は別紙に定めるとおりとし、場所については次のとおりとします。

(ア) 平成23年10月7日までに行うもの 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5階

(イ) 平成23年10月11日以降に行うもの 川崎市川崎区砂子1丁目8番9号 川崎御幸ビル7階

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院で使用する眼科用ヤグレーザー手術装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成23年11月30日（水）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年9月26日（月）から平成23年9月30日（金）まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	免除とします。	

入 札 及 び 開 札	平成23年10月6日(木) 午前11時00分
-------------	------------------------

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する電気メスの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名 簿 の	業種「医療機器」
	登 録	種目「医療機器」
競争参加の申込		平成23年9月26日(月)から平成23年9月30日(金)まで受付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
契約保証金		免除とします。
入 札 及 び 開 札		平成23年10月6日(木) 午前11時00分

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する眼科手術台メプロの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名 簿 の	業種「医療機器」
	登 録	種目「医療機器」
競争参加の申込		平成23年9月26日(月)から平成23年9月30日(金)まで受付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
契約保証金		免除とします。
入 札 及 び 開 札		平成23年10月6日(木) 午前11時00分

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する整形外科用ドリルシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名 簿 の	業種「医療機器」
	登 録	種目「医療機器」
競争参加の申込		平成23年9月26日(月)から平成23年9月30日(金)まで受付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
契約保証金		過去2年間に、本調達に係る類似の契約実績を2件以上有していない場合は必要となります。(落札者はその証として、契約書の写しを2件分病院局契約担当に提出すること。)
入 札 及 び 開 札		平成23年10月12日(水) 午前10時00分

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する関節鏡カメラシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで

競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年 9 月26 日（月）から平成23年 9 月30 日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	過去 2 年間に、本調達に係る類似の契約実績を 2 件以上有していない場合は必要となります。（落札者はその証として、契約書の写しを 2 件分病院局契約担当に提出すること。）	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月12 日（水） 午前10時00分	

(案件 6)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する関節鏡手術用器械セットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年 3 月30 日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年 9 月26 日（月）から平成23年 9 月30 日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	免除とします。	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月12 日（水） 午前10時00分	

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する血圧脈波検査装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年 3 月30 日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年 9 月26 日（月）から平成23年 9 月30 日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	免除とします。	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月12 日（水） 午前11時00分	

(案件 8)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する超音波診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－1 川崎市立川崎病院 検査科
	履行期限	平成24年 3 月30 日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年 9 月26 日（月）から平成23年 9 月30 日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	過去 2 年間に、本調達に係る類似の契約実績を 2 件以上有していない場合は必要となります。（落札者はその証として、契約書の写しを 2 件分病院局契約担当に提出すること。）	

入 札 及 び 開 札	平成23年10月12日（水） 午前11時00分
-------------	-------------------------

(案件9)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用する超音波診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年9月26日（月）から平成23年9月30日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	免除とします。	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月12日（水） 午前11時00分	

(案件10)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用する生理検査システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年9月26日（月）から平成23年9月30日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	過去2年間に、本調達に係る類似の契約実績を2件以上有していない場合は必要となります。（落札者はその証として、契約書の写しを2件分病院局契約担当に提出すること。）	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月12日（水） 午前11時00分	

(案件11)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用する電気けいれん治療器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日（金）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成23年9月26日（月）から平成23年9月30日（金）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
契 約 保 証 金	免除とします。	
入 札 及 び 開 札	平成23年10月13日（木） 午前10時00分	

消防局公告

川崎市消防局公告第5号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成23年9月12日

川崎市消防長 福 井 昭 久

訓練 1	日 時	平成23年 9 月14日 (水) 15時00分～ 16時00分
	場 所	宮前区菅生 2 丁目16番 1 号 対象物名等 <u>聖マリアンナ医科大学病 院</u>
	消防隊数	消防隊 7 隊 計 7 隊

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第23号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成23年 9 月13日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

- 1 日 時 平成23年 9 月20日 (火) 15 : 00から
- 2 場 所 明治安田生命ビル 2 階 第 2 会議室
- 3 議事事項
議案第25号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書 (第 2 期実行計画版) について
- 4 その他報告等

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第29号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成23年 9 月 2 日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小 原 敏 男

- 1 地方自治法第74条第 1 項 (条例の制定又は改廃の請求) 及び同法第75条第 1 項 (市の事務の監査の請求) 並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項 (合併協議会設置の請求) 及び同法第 5 条第 1 項 (同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求) に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数
22,882人
- 2 地方自治法第76条第 1 項 (議会の解散の請求)、同法第81条第 1 項 (市長の解職の請求) 及び同法第86条第 1 項 (副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求) 並びに地方教育行政の組織及び運営に關す

る法律第 8 条第 1 項 (教育委員会の委員の解職の請求) に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

257,346人

- 3 地方自治法第80条第 1 項 (議会の議員の解職の請求) 及び同法第86条第 1 項 (区選挙管理委員の解職の請求) に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

川崎区 58,794人

幸 区 42,419人

中原区 62,896人

高津区 58,099人

宮前区 58,092人

多摩区 55,794人

麻生区 45,265人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項 (合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求) 及び同法第 5 条第15項 (合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求) に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

190,679人

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第5号

平成23年度川崎市職員（技能・業務）採用

選考の実施について

平成23年度川崎市職員（技能・業務）採用選考を次のとおり行います。

平成23年 9 月 7 日

川崎市人事委員会

委員長 平 林 武 幸

1 採用する職及び職務内容

職と職務について例示しますので、参考にしてください。ただし、必ずしも希望の職に従事するわけではありません。また、採用後は、技能・業務職員間で異動する場合があります。

職	職 務
技能職員	(例)・生活環境事業所における廃棄物収集車の運転及び廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路維持作業車の運転及び道路補修作業等 ・事業所等における自動車の運転（市営バスの運転手は含まない。）
業務職員	(例)・生活環境事業所における廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路補修作業等

2 採用予定人員

若干名

3 受 験 資 格

次の要件にすべて当てはまる人のみ受験できます。

- (1) 昭和47年4月2日以降に生まれた人
- (2) 大型自動車免許及び大型特殊自動車免許を有する人（申込時に両方とも取得済みであること。取得見込みは認めません。）

※ 学歴は問いません。

※ 受験資格に関わらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 選考日時・会場及び選考内容

(1) 第1次選考

選 考 科 目	日 時 及 び 会 場	第1次選考合格発表日
(1) 教養試験 (択一式30問 60分) (2) 作文試験 (1,000字程度 60分)	(1) 日時 平成23年12月11日(日) 午前9時30分集合 (2) 会場 川崎市役所第4庁舎、明治安田 生命川崎ビルのうちいずれか一 箇所を受験票で指定します。	平成23年12月22日(木) 午前10時(予定) (1) 川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及 びホームページ(ホームページアドレ スはP. 4参照)に、第1次選考合格 者の受験番号を1週間掲示します。 (2) 第1次選考合格者に文書で通知し ます。

- (注) 1 受験に際しては、選考案内及び受験票に記載されている注意事項を必ず守ってください。
 2 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。ただし、いずれかの選考科目
 において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績に関わらず不合格となります。
 3 第1次選考合格者への通知は、合格発表日に人事委員会から発送しますが、郵便事情などにより
 延着、不着となる場合もありますので、可否は掲示場所又はホームページで必ず確認してください。
 なお、電話での可否の問い合わせはお断りしております。

【第1次選考の内容】

選 考 科 目	主 な 出 題 分 野 等
教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する問題です。 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理
作文試験	与えられた一般的課題について表現力等をみる試験です。

(2) 第2次選考(第1次選考合格者を対象に実施)

選 考 科 目	日 時 及 び 会 場	最終合格発表日
(1) 体力検査 (2) 面接試験	平成24年1月12日(木)(予定) ※ 日時及び会場等の詳細につい ては、第1次選考合格者に文書で 通知しますので、必ず通知で確認 してください。	平成24年1月26日(木) 午前10時(予定) (1) 川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及 びホームページに、最終合格者の受験 番号を1週間掲示します。 (2) 第2次選考受験者には可否に関わ らず文書で通知します。

- (注) 1 第2次選考受験者(第1次選考合格者)には、「面接カード」を提出していただきます。また、面
 接カードに貼付する写真(縦40mm×横30mm) 3枚が必要となります。
 2 最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。ただし、第2次選考の
 いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績に関わらず不合格
 となります。
 3 第2次選考の結果通知は、合格発表日に人事委員会から発送しますが、郵便事情などにより延着、
 不着となる場合もありますので、可否は掲示場所又はホームページで確認してください。なお、電
 話での可否の問い合わせはお断りしております。

【第2次選考の内容】

選 考 科 目	内 容
体力検査	技能・業務職員としての職務遂行に必要な体力について検査します。
面接試験	個別面接を行います。また、面接を行う前に「面接カード」を提出していただ きます。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者（市長、公営企業管理者、教育委員会等）からの請求に応じて提示されます。
- (2) 最終合格者は、原則として平成24年4月以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないこと又は「申込書」及び「面接カード」等の提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されないことがあります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (5) 選考合格者名簿の有効期間は原則1年です。

6 給 与

初任給は、一定の基準に基づいて決定されます。

技能職員として採用された場合の給与月額例（平成23年4月1日現在）

採用年齢	25歳	30歳	35歳
給与月額（地域手当を含む。）	186,144円	209,104円	229,712円

※ 採用年齢とは、採用された年度の4月1日現在の年齢をいいます。

※ 上記の給与月額のほか、期末・勤勉手当（3.95月分）、通勤手当（1箇月当たり最高55,000円）、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

※ 業務職員として採用された場合、給与月額は上記の金額と若干異なります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格になった人のうち希望者に対しては、以下の要領で成績をお知らせします。

選 考	対 象 者	内 容	手 続 き 等
第1次選考	第1次選考不合格者 （本人に限る。）	第1次選考の 総合順位及び 総合得点 （第1次選考 の配点は200点 です。）	(1) 申出期間 第1次選考合格発表日から1箇月以内（消印有効） (2) 提出書類 ① 個人別成績に関する情報提供申出書を切り取るか複写して使用してください。 ② 受験票 (3) 手続き 「個人別成績に関する情報提供申出書」に必要事項を記入し、返信用封筒（80円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒）と受験票を同封の上、次の住所に郵送してください。 ※ 申込書の郵送先と異なります。 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市人事委員会事務局任用課 (4) その他 返信は平成24年2月上旬以降を予定しています。
第2次選考	第2次選考不合格者 （本人に限る。）	第2次選考の 総合順位及び 総合得点（第1 次及び第2次 選考の合算） （第2次選考 の配点は400点 です。）	第2次選考受験の際に「個人別成績に関する情報提供申出書」を直接提出してください。

（注） 電話、手紙等での申出はできません。

8 受験手続

申 込 方 法	郵送のみ（持参、電子申請による受付は行いません。） ※ 所定の申込書（選考案内の巻末）に必要事項を記入し、簡易書留で郵送してください。他の様式では受け付けませんのでご注意ください。 ※ 簡易書留以外の申込方法による事故については一切責任を負いません。 ※ 申込書は、選考案内巻末のものか、川崎市人事委員会のホームページからダウンロードしたものをご使用ください。 ※ 封筒の表に「技能・業務選考申込」と朱書してください。
申込書の郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
提 出 書 類	申込書 1 通、50円切手 1 枚、写真（縦40mm×横30mm、3 箇月以内撮影） 1 枚 (1) 必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 50円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入して申込書に貼ってください。 (4) 申込書は、折り曲げないで封筒に入れてください。 ※ 川崎市人事委員会のホームページからダウンロードした申込書を提出する場合は、「受験案内申込書等のインターネット配信について」の記載に従って提出してください。
申 込 受 付 期 間	平成23年10月12日（水）～10月25日（火）（消印有効） ※ 申込受付期間後の申込は受理することができませんので、ご注意ください。
受 験 票 の 交 付	受験票は、提出された申込書により受験資格を審査した後、本人あて郵送します。 なお、11月24日（木）までに受験票が到着しない場合には、人事委員会事務局任用課まで電話でご連絡ください。

9 その他

受験に際して市が収集する個人情報は採用選考及び採用手続にのみ使用します。

問い合わせ先

川崎市人事委員会事務局任用課

TEL 044-200-3343（直通） FAX 044-222-6449

ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/94/94ninyo/index.html>

携帯サイト <http://www.city.kawasaki.jp/94/94ninyo/mobile/index.html>



←携帯端末用QRコード（使用できない場合は、上記の携帯サイトのアドレスを直接入力してください。）

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第 9 号

第 3 回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成23年 9 月14日

川崎市農業委員会

会長 小 林 騰

1 日 時

平成23年 9 月22日 (木) 午後 2 時00分

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル 3 階会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷 2 - 1 - 7)

3 議 題

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (4) 相続税の納税特例農地利用状況確認（免除）について
- (5) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (7) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (8) 生産緑地のあっせんについて
- (9) 農地法第18条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (10) 農地法第 3 条の権限移譲事務について
- (11) 神奈川県農業委員大会の開催について
- (12) その他

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第10号

平成23年 8 月29日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の退任に伴う補欠選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合同定款第15条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成23年 9 月 1 日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

選挙区	氏 名	部 局 か い
第 2 区	宮下 智明	上下水道局生田浄水場

川崎市共済公告第11号

平成23年 8 月30日執行の川崎市職員共済組合役員選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第 4 項の規定に基づき公告します。

平成23年 9 月 1 日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

理 事 宮 下 智 明

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第 9 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能のため平成23年 9 月 1 日以降無効とする。

平成23年 9 月 1 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

川崎・ 4 - 86

川崎・ 5 - 01

川崎・ 7 - 45

川崎・ 7 - 48

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第69号

不動産等の最高価申込者の決定等公告

川崎市川崎区公告第52号に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第 2 項の規定により公告します。

平成23年 9 月 1 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

売却区分番号	公 売 財 産		最高価申込価額	最高価申込者の氏名又は名称
	名称、数量、性質、所在、賃借権又は地上権の内容、その他			
川 1	別紙目録のとおり		10,000,000円	藤江 玲子
最高価申込者の決定年月日			平成23年 8 月30 日（火）	
売却決定	最高価申込者	日時	平成23年 9 月 6 日（火） 午前10時30分	
		場所	高津区役所 5 階第 3 会議室	

川崎市川崎区公告第70号

充当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月 5 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第71号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区下並木15番地 旭ハイツ203号 頓所方 新垣 勇次 他4名について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年 9 月 5 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができな

いこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第72号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市川崎区旭町1丁目6番2号豊田ビル102 松本 かほる について、別紙のとおり印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年 9 月 5 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第73号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区鋼管通1丁目18番3－

201号 ふじやエンゼルハイム川崎第6 山田秀貴 他
2名について、別紙のとおり住民票を職権消除しました
ので、同条第4項の規定により、その者に通知しなけれ
ばならないところ住所及び居所が明らかでないので公示
します。

平成23年 9 月 8 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があつ
たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）
は、前記の審査請求についての裁決があつたことを知つ
た日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告と
して（川崎市長が被告の代表者となります。）提起する
ことができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に
ついての裁決を経た後でなければ提起することができな
いこととされていますが、①審査請求があつた日から3
箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行

又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊
急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき
正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を
提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第74号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべ
きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不
明のため送達することができないので、地方税法（昭和
25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭
和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告しま
す。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により
交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8月随時分	平成23年 9 月30日	計44件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第75号

次の市税に係る納税通知書（課税額変更通知（取消）
通知書）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の
住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達するこ
とができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）
第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第

26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により
交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第3期分以降		計1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第76号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者
に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び
事業所が不明のため送達することができないので、国民
健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準
用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の

規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成23年 9 月13日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	国民健康保険料	第 1 期 分 第 2 期 分 第 3 期 分	平成23年 9 月30日 (第 1, 2, 3 期分)	計475件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第77号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法
第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見

積価額を公告します。

平成23年 9 月14日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	
公 売 方 法	期 間 入 札
入 札 参 加 申 し 込 み 期 間	平成23年 9 月27日（火）午後 1 時00分から平成23年10月11日（火）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間 を除く。）
入 札 期 間	平成23年10月18日（火）午後 1 時00分から平成23年10月25日（火）午後 1 時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間 を除く。）
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成23年11月 1 日（火）午前10時30分
売却決定の場所	川崎区役所区民サービス部納税課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成23年11月 1 日（火）午後 2 時30分
買受人について の資格その他の 要 件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む。）及び税務職員並びに国税徴収法第108条 第 1 項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配当を受ける者 の権利の申出に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置 権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容 を区長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎区役所区民サービス部納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1001	土地の表示 不動産番号 4311000085785 所 在 石狩市花川南二条六丁目	400,000円	3,550,000円

	地 番 321番 地 目 宅地 地 積 170.54㎡ 不動産番号 4311000085784 所 在 石狩市花川南二条六丁目 地 番 320番 地 目 宅地 地 積 31.23㎡ 主である建物の表示 不動産番号 4311000082493 所 在 石狩市花川南二条六丁目321番地、320番地 家屋番号 321番 種 類 居宅 構 造 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 67.84㎡ 2階 26.49㎡ 以上、登記簿による表示		
そ の 他 事 項 1 インターネット公売の参加 インターネット公売に参加するには、川崎市インターネット公売ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していただくことが必要です。 2 買受人の制限 国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第1項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができません。 3 公売財産の確認 競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。 なお、公売財産が土地の場合、土地の境界については隣接地の所有者と協議してください。 4 参加申込手続き 公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下、「公売参加者など」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 5 公売保証金の納付 公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者など（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）の名義のクレジットカードによる納付に限ります。 また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。		6 買受けの申込み 競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。 入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。 なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更ができません。 7 共有名義の買受け 公売財産が不動産で共有名義の買受けを希望する場合は、代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状及び共同入札者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を連署したうえ、各人の持分を明記した「共同入札者持分内訳書」を提出してください。 8 追加入札 追加入札が適用される場合は、開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。 9 最高価申込者の決定 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。 追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。 なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDと落札価額を公売システム上に	

一定期間公開することによって告げます。

10 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込制度が適用される場合は、公売財産の売却区分番号ごとに、次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

なお、次順位買受申込者を決定したときは、Yahoo! JAPAN IDと次順位買受申込価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

また、次順位買受申込者となるべき者が2名以上いる場合は、くじ（自動抽選）で次順位買受申込者を決定します。

11 消費税相当額について

公売財産が消費税及び地方消費税の課税財産又は課税財産と非課税財産が混在する場合は、公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却決定価額に消費税相当額を含みます。

12 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

13 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

14 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定が適用されたとき。

なお(1)の場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

15 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない

財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、区長は引渡しの義務を負いません。

16 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

17 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、郵便為替（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは銀行振出の小切手（東京及び横浜手形交換所管内のもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）、信用金庫等の預金小切手（あるいはこれらの金融機関の振出によるもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

18 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、区長に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

19 公売システムについて

本公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

20 その他

不動産公売資料の閲覧

不動産公売資料（不動産登記簿謄本、公図、地積測

量図等) 及び公売公告兼見積価額公告の内容については、川崎市川崎区役所区民サービス部納税課又は川崎市財政局税務部収納対策課で閲覧することができます。

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第28号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不

明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市幸区長 森 下 和 子

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分 以 降	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計 7 件
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計 1 件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第29号

次の市税に係る納税通知書（課税額変更（取消）通知書）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）

第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市幸区長 森 下 和 子

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 3 期分以降		計 1 件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第30号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市幸区南幸町1丁目12番地 外山 永治ほか36名について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同令第12条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年 9 月14日

川崎市幸区長 森 下 和 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知つ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第31号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市幸区南幸町1丁目12

番地 外山 永治ほか24名について、別紙のとおり印鑑登録を抹消しましたので、同条例第12条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年 9 月14日

川崎市幸区長 森 下 和 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第33号

不動産等の最高価申込者の決定等公告

川崎市高津区公告第24号に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告します。

平成23年 9 月 1 日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

売却区分番号	公 売 財 産			最高価申込価額	最高価申込者の氏名又は名称
	名称、数量、性質、所在、賃借権又は地上権の内容、その他				
高 2	不動産の表示 不動産番号 0212001225316 所 在 川崎市高津区新作三丁目 地 番 1240番24 地 目 雑種地 地 積 17㎡ 以上、登記簿による表示			1,765,000円	長崎 強
最高価申込者の決定年月日				平成23年 8 月30 日（火）	
売却決定	最高価申込者	日時	平成23年 9 月 6 日（火）午前10時30分		
		場所	高津区役所 5 階第 3 会議室		

川崎市高津区公告第34号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所、居所、事務所および事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公

告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき方の申し出により交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

年 度	税 目	期 別	この公告による納 期 限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分 以 降	平成23年 9 月30日	計 2 件

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第25号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和

25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分 以 降	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計 7 件
平成23年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	8 月 随 時 分 以 降	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計 1 件

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第42号

次の市税に係る 納税通知書 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法

（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月13日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	8 月 随 時 分 以 降	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計15件
平成23年度	軽自動車税	8 月 随 時 分	平成23年 9 月30日 （8月随時分）	計 1 件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第43号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月14日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第44号

次の国民健康保険料に係る納入通知書・督促を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月14日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	科 目	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平 成 2 3 年 度	国 民 健 康 保 険 料	平成23年 9 月30 日	計509件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第28号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 8 月30 日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 1 期 分	平成23年 9 月10 日	計20件
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	6 月 随 時 分	平成23年 9 月10 日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第29号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市麻生区上麻生5丁目48番8号柿生サンハイツⅡ201 渡辺 学について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年 9 月 9 日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができな

いこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第30号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 9 月12 日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	国民健康保険料	第 1 期 分 第 2 期 分 第 3 期 分	平成23年 9 月30 日 (第1期・第2期・第3 期分)	計65件

(別紙省略)

宮前区選挙管理委員会告示**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号**

川崎市宮前区の投票区設置告示（昭和57年川崎市宮前

区選挙管理委員会告示第5号）の全部を次のように改正し、平成23年9月2日から施行します。

平成23年9月2日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 栃 木 孝 雄

川崎市宮前区投票区設置告示

（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）

投票区	投票区域
第1投票区	宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目
第2投票区	宮崎（610番地以降）、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目
第3投票区	宮崎1丁目、宮崎2丁目
第4投票区	梶ヶ谷（1番地から1000番地まで）、馬絹（701番地から1004番地まで）、宮崎（1番地から609番地まで）
第5投票区	馬絹（1番地から700番地まで、1005番地から1726番地まで、1739番地から1754番地まで、1764番地から1766番地まで）
第6投票区	有馬2丁目、小台2丁目、東有馬1丁目（1番から5番まで）、東有馬2丁目（1番から15番まで）、馬絹（1727番地から1738番地まで、1755番地から1763番地まで、1767番地以降）
第7投票区	梶ヶ谷（1001番地以降）、野川（1259番地、1276番地から1283番地まで、2917番地から2920番地まで、2924番地から2931番地まで、2935番地から2950番地まで、2966番地から3180番地まで、3184番地から3212番地まで、3417番地から3496番地まで、3504番地から3886番地まで）
第8投票区	野川（1番地から1258番地まで、1260番地から1275番地まで、1284番地から2042番地まで、2256番地から2285番地まで、2302番地から2313番地まで、2318番地から2320番地まで、2392番地から2481番地まで、2856番地から2903番地まで、3213番地から3227番地まで、3230番地から3232番地まで、3261番地から3266番地まで、3268番地から3416番地まで、3497番地から3503番地まで）
第9投票区	野川（2043番地から2255番地まで、2286番地から2301番地まで、2314番地から2317番地まで、2321番地から2391番地まで、2482番地から2855番地まで、2904番地から2916番地まで、2921番地から2923番地まで、2932番地から2934番地まで、2951番地から2965番地まで、3181番地から3183番地まで、3228番地、3229番地、3233番地から3260番地まで、3267番地、3887番地以降）
第10投票区	東有馬1丁目（6番以降）、東有馬2丁目（16番以降）、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目
第11投票区	有馬3丁目、有馬4丁目、有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有馬9丁目
第12投票区	鷺沼1丁目、鷺沼2丁目、鷺沼3丁目、鷺沼4丁目
第13投票区	土橋1丁目、土橋5丁目、土橋6丁目、土橋7丁目
第14投票区	けやき平、平6丁目、神木1丁目、神木2丁目
第15投票区	神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目
第16投票区	五所塚1丁目、五所塚2丁目、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目
第17投票区	白幡台1丁目、白幡台2丁目、南平台、初山2丁目（10番から16番まで）
第18投票区	犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、犬蔵3丁目（1番から7番まで、8番27号、9番18号から9番20号まで、10番以降）、菅生6丁目（1番から33番まで、37番以降）、初山2丁目（17番から23番まで、27番以降）

第19投票区	犬蔵 3 丁目（8 番（ただし、8 番27号を除く。）、9 番（ただし、9 番18号から 9 番20号を除く。）、 菅生 1 丁目、菅生 2 丁目（1 番から15番まで、16番 1 号、17番以降）、菅生 4 丁目（1 番か ら12番）、菅生 5 丁目、菅生 6 丁目（34番から36番まで）、初山 1 丁目、初山 2 丁目（1 番から 9 番まで、24番から26番まで）
第20投票区	潮見台、菅生 2 丁目（16番（ただし、16番 1 号を除く。）、菅生 3 丁目、菅生 4 丁目（13番以降）、 菅生ヶ丘、水沢 1 丁目、水沢 2 丁目、水沢 3 丁目
第21投票区	有馬 1 丁目、小台 1 丁目
第22投票区	土橋 2 丁目、土橋 3 丁目、土橋 4 丁目

辞 令

平成23年 9 月 1 日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務局危機管理室担当課長	阪 西 徹	新任
中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課担 当課長	牧 野 孝 文	新任
8 月31日付退職		
(課長級)		
退職	森 田 俊 義	総務局危機管理室担当課長

